

事業主の皆さまへ

鬼北町企業応援給付金

新型コロナウイルス感染症により、売上減少などの影響を受けた事業者に対して、給付金を支給します。

主な要件

- 連続した3カ月の売上高等が、前年同期比で20%以上減少している者
- 町内に住所（法人の場合は所在地）、店舗または事務所を有する者
- 町内で事業活動を行う者
- 町税を滞納していない者

給付額

【法人】50万円 【個人事業者】25万円

※対象とする3カ月の売上差額が上限

※3カ月分の売上差額が基準額以上の場合に限る
（法人20万円 個人10万円）

問い合わせ先

鬼北町商工会 ☎ 45-0813

持続化給付金

新型コロナウイルス感染症により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に使える給付金を支給します。

主な要件

- 1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- 2019年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者

給付額

【法人】200万円 【個人事業者】100万円

ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限

問い合わせ先

持続化給付金事業コールセンター

☎ 0120-115-570

新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給

愛媛県の実施する新型コロナウイルス感染症対策資金を利用して、融資を受けた事業者等に対し、融資資金に係る利子を補給します。

鬼北町中小企業振興資金利子補給

鬼北町中小企業振興資金融資条例に基づき、融資を受けた個人または法人に対し、融資資金に係る利子を補給します。

問い合わせ先

鬼北町役場企画振興課 45-1111（内線2214）

雇用調整助成金特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。

主な要件

- 事業活動を示す指標の最近1カ月間の値が前年同月比5%以上減少していること
- 休業の実施を労使間で事前に協定し、その決定に沿って休業を実施していること
- 雇用保険適用事業主であること

助成額

休業手当に相当する額の全部または一部

問い合わせ先

宇和島公共職業安定所 ☎ 22-8609

そのほか、愛媛県が実施するえひめ版協力金や新型コロナウイルス感染症対策資金などがあります。詳しくは各ホームページなどで最新情報をご確認ください。